

『伊万里市へようこそ！』伊万里市実家に帰ろう住宅改修等補助金 チェックシート

●市内に実家がある市外在住者(交付申請時において転入後5年未満の者を含む)の要件確認

- 市外在住者又はその配偶者が交付申請年度の4月1日で69歳以下であること。
- 転入する直前10年間のうち通算で5年以上、かつ転入直前に1年以上連続して市外の住民であったこと。

●実家の所有者の確認

- 市外在住者又は市外在住者の2親等内（父母、義父母、祖父母、兄弟姉妹など）の親族。
- 交付申請前5年以内に市外在住者等の3親等以内の親族以外から所有権移転した家を除く。

●共通事項

- 市外在住者及びその世帯員、実家の所有者に市税等の滞納がないこと。
- 市外在住者及びその世帯員、実家の所有者が暴力団との関係を有する者でないこと。
- 市外在住者及びその世帯員、実家の所有者が同一物件に対し他の補助金、奨励金等の支給を受けていないこと。国の補助金とも併用不可。

●その他確認・説明事項

- 補助金額の説明
 - ・改修事業 (改修費の1/2) 改修業者が市内業者に限る：上限50万円
 - ・解体新築事業 (解体費の1/2) 解体業者 市内：上限100万円 市外：上限80万円
(新築費) 新築業者 市内：30万円 市外：20万円
- 加算額の説明
 - ・子育て加算 30万円／人（人数の制限なし。交付申請年度の4月1日で18歳未満のUターン等した子及び交付申請時までに出生した子が対象。）※詳細は要綱確認
 - ・地域指定加算 20万円 ※新築購入移住奨励金交付要綱別表第1より（国勢調査の年の翌年以降に改正される 前回改正令和4年度）
伊万里地区（平山、岩立、木須東）、**牧島地区**（木須西、本瀬戸、中通、早里、漁港）、**大坪地区**（永山、屋敷野、上古賀、下古賀、みどりが丘、あさひが丘）、**大川内町**（岩谷、小石原、市村、市山、大川内山、正力坊、吉田、福野）、**黒川町**（福田、浦潟、干潟、奥野、塩屋、浦分、黒塙、椿原、清水、横野、立目、牟田、花房、畠川内、長尾、真手野、名村団地）、**波多津町**、**南波多町**（古川、笠椎、大川原、府招下、府招上、原屋敷、井手野、高瀬、開拓、大曲、水留、古里、谷口、重橋）、**大川町**、**松浦町**（東分、下分、下平、梅岩、岳坂、村分、藤川内、久良木、宿分、上分、中通、金石原）、**二里町**（川東、福母、作井手、中田、吉野、川内、古子）、**東山代町**（福和、日尾、天神、脇野、浦川内、東大久保、大久保、福住、国見、下分、滝川内、辻の堂、川内野）、**山代町**
 - 対象となる工事
 - ・改修事業 実家の修繕、増築、設備改善工事（カーポート、家電は対象外）
 - ・解体新築事業 実家の解体後、同一敷地内に新築する工事
(解体する家屋は同一敷地内であれば複数でもよいが、4方が囲まれている家屋等が対象)
 - 返還事項
 - (1) 交付決定を受けた日から5年未満で、Uターン者等及びその世帯員の全てが市外へ転出したとき。
 - (2) 交付決定を受けた日から5年未満で、補助金の交付目的に反して実家を使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供したとき。
 - 事前申込は補助金の交付を確約するものではありません。（交付申請順で予算の範囲内）
 - 転入時の年齢が59歳以下の人で、「さがジョブナビ」または、「伊万里ふるさと企業ガイド」に掲載されている企業への就業などは「いまり暮しスタート支援金」の対象となる場合がある。